

○農業協同組合法施行細則

平成十六年七月九日
岡山県規則第七十四号

農業協同組合法施行細則を次のように定める。

農業協同組合法施行細則

農業協同組合法施行規則(昭和三十一年岡山県規則第二十八号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号。以下「法」という。）の施行については、農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）、農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号。第二十六条第一項、第二十六条の三第一項及び第二十九条の二において「省令」という。）その他法に基づく命令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 組合 農業協同組合及び農業協同組合連合会をいう。
- 二 総会 法第四十三条の二及び第四十三条の三第一項に規定する通常総会及び臨時総会(法第四十八条第七項において準用する総代会の場合を含む。)をいう。
- 三 組合員 農業協同組合の組合員及び農業協同組合連合会の会員をいう。

(書類の提出)

第三条 この規則に基づいて知事に提出する書類は、組合及び県民局の管轄区域を超える区域を地域とする農事組合法人にあつては直接知事に、その他の農事組合法人にあつてはその農事組合法人の地区を管轄する県民局長を経由して知事に、いずれも一通を提出するものとする。

(書類の受理)

第四条 この規則に基づいて提出する書類は、前条の規定により知事又は県民局長の受け付けた日にそれぞれ受理したものとする。

(設立の認可申請)

第五条 法第五十九条第一項の規定により、組合の設立の認可を受けようとするときは、定款及び事業計画書のほか、次に掲げる書類を添えて、発起人の代表者が記名押印した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 設立理由書
- 二 設立経過報告書
- 三 発起人調書
- 四 発起人会の開催を証する書類
- 五 法第五十六条に規定する目論見書

- 六 設立準備会開催の公告の写し
- 七 定款作成委員調書
- 八 設立準備会議事録の謄本
- 九 創立総会開催の公告の写し
- 十 創立総会議事録の謄本
- 十一 組合員たる資格を有する者の設立同意書の写し
- 十二 役員就任承諾書の写し
- 十三 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 農業協同組合連合会の設立の認可を受けようとするときは、前項各号に掲げる書類のほか、当該農業協同組合連合会の設立発起人となった組合又は設立に同意した組合において、当該農業協同組合連合会の設立発起人となり、又は当該農業協同組合連合会の設立に同意することについての決議に係る総会議事録抄本を添えて、知事に提出しなければならない。

(吸収合併の認可申請)

第六条 合併する組合のいずれかが合併後存続する合併の場合において、法第十条第一項第三号の事業を行っていない組合は、法第六十五条第二項の規定により組合の合併の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、各組合の代表者が記名押印した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 各組合の合併理由書
- 二 合併の決議をした各組合の総会議事録の謄本
- 三 合併契約書及び覚書の写し
- 四 各組合の最終事業年度に係る財産目録又は貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、成立の日における財産目録又は貸借対照表）
- 五 総代会で合併の決議をした組合にあっては、法第四十八条の二第一項の規定による通知の状況を記載した書類
- 六 法第四十八条の二第二項の規定による総会の招集があった組合にあっては、当該総会の開催までの経過を記載した書類及び当該総会議事録の謄本
- 七 各組合の合併経過報告書
- 八 各組合の合併の決議をした総会の招集通知の写し
- 九 各組合の合併に係る理事会議事録の謄本
- 十 法第六十五条第四項において準用する法第四十九条第二項の規定による公告及び催告の写し（同条第三項の規定により、公告を官報のほか、法第九十七条の四第二項の規定により公告の方法として定款に定めた、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告によりした場合にあっては、これらの公告の写し）
- 十一 法第六十五条第四項において準用する法第五十条第一項の規定に該当する場合にあっては、債権者が一定の期間内に異議を述べなかったことを証する監事の作成した

書面

十二 法第六十五条第四項において準用する法第五十条第二項の規定による手続を経た場合にあっては、当該手続を経たことを証する書面

十三 合併後存続する組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書(合併の基本方針に関する事項、合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項及び合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。)、組合員数、役員の履歴書及び事務所の位置を記載した書類

十四 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 前項の場合において、組合員に出資させる組合(以下「出資組合」という。)にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、合併後の出資の総口数及び総額を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(新設合併の認可申請)

第七条 二以上の組合が新たに組合を設立する合併の場合において、法第十条第一項第三号の事業を行っていない組合は、法第六十五条第二項の規定により組合の合併の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、設立委員全員が記名押印した申請書を知事に提出しなければならない。

一 前条第一項第一号から第十二号までに掲げる書類

二 出資組合にあっては、前条第二項の書類

三 合併により設立される組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書(合併の基本方針に関する事項、合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項及び合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。)、組合員数、役員の履歴書及び事務所の位置を記載した書類

四 法第六十六条第一項の規定により選任された設立委員であることを証する各組合の監事の作成した書面及び設立委員会議事録の謄本

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

(新設分割の認可申請)

第七条の二 新設分割組合は、法第七十条の三第三項の規定により、新設分割の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

一 新設分割の理由書

二 新設分割の決議をした総会議事録の謄本

三 新設分割計画書

四 最終事業年度に係る貸借対照表(最終事業年度がない場合にあっては、成立の日における貸借対照表)

五 総代会で新設分割の決議をした新設分割組合にあっては、法第七十条の三第五項において準用する法第四十八条の二第一項の規定による通知の状況を記載した書類

六 法第七十条の三第五項において準用する法第四十八条の二第二項の規定による総会の招

集があった新設分割組合にあつては、当該総会の開催までの経過を記載した書類及び当該総会議事録の謄本

七 新設分割経過報告書

八 新設分割の決議をした総会の招集通知の写し

九 新設分割に係る理事会議事録の謄本

十 法第七十条の三第五項において準用する法第四十九条第二項の規定による公告及び催告の写し（同条第三項の規定により、公告を官報のほか、法第九十七条の四第二項の規定により公告の方法として定款に定めた、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告によりした場合にあつては、これらの公告の写し）

十一 法第七十条の三第五項において準用する法第五十条第一項の規定に該当する場合にあつては、債権者が一定の期間内に異議を述べなかつたことを証する監事の作成した書面

十二 法第七十条の三第五項において準用する法第五十条第二項の規定による手続を経た場合にあつては、当該手続を経たことを証する書面

十三 新設分割後の新設分割組合の出資の総口数及び総額を記載した書類

十四 新設分割組合の事業計画書（新設分割の基本方針に関する事項、新設分割後の事業経営についての基本方針に関する事項及び新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）

十五 新設分割設立組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（事業経営についての基本方針に関する事項及び新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数、役員履歴書及び事務所の位置を記載した書類

十六 法第七十条の三第五項において準用する法第六十六条第一項の規定により選任された設立委員であることを証する監事の作成した書面及び設立委員会議事録の謄本

十七 その他参考となるべき事項を記載した書類

（農業協同組合連合会の権利義務の承継の認可申請）

第八条 法第十条第一項第三号の事業を行っていない組合は、法第七十条第二項において準用する法第六十五条第二項の規定により、農業協同組合連合会の権利義務の承継の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、各組合の代表者が記名押印した申請書を知事に提出しなければならない。

一 権利義務の承継の理由書

二 権利義務の承継の決議をした各組合の総会議事録の謄本

三 権利義務承継契約書の写し

四 各組合の最終事業年度に係る財産目録又は貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、成立の日における財産目録又は貸借対照表）

五 総代会で権利義務の承継の決議をした組合にあつては、法第七十条第二項において準用する法第四十八条の二第一項の規定による通知の状況を記載した書類

六 法第七十条第二項において準用する法第四十八条の二第二項の規定による総会の招

集があった組合にあっては、当該総会の開催までの経過を記載した書類及び当該総会議事録の謄本

七 権利義務の承継の経過報告書

八 各組合の権利義務の承継の決議をした総会の招集通知の写し

九 各組合の権利義務の承継に係る理事会議事録の謄本

十 法第七十条第二項において準用する法第六十五条第四項において準用する法第四十九条第二項の規定による公告及び催告の写し（同条第三項の規定により、公告を官報のほか、法第九十七条の四第二項の規定により公告の方法として定款に定めた、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告によりした場合にあっては、これらの公告の写し）

十一 法第七十条第二項において準用する法第六十五条第四項において準用する法第五十条第一項の規定に該当する場合にあっては、債権者が一定の期間内に異議を述べなかったことを証する監事の作成した書面

十二 法第七十条第二項において準用する法第六十五条第四項において準用する法第五十条第二項の規定による手続を経た場合にあっては、当該手続を経たことを証する書面

十三 権利義務を承継する組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（権利義務の承継の基本方針に関する事項、権利義務の承継後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項及び権利義務の承継の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数、役員の履歴書及び事務所の位置を記載した書類

十四 当該農業協同組合連合会の法第十二条第二項第一号の規定による会員が当該組合一人であることを証する書面

十五 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 前項の場合において、出資組合にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 権利義務の承継後の出資の総口数及び総額を記載した書類

二 当該農業協同組合連合会の会員に法第十二条第二項第二号又は第三号に該当することにより会員たる資格を有する者がいないことを証する書面

三 当該組合の当該農業協同組合連合会に対して有する持分が第三者の権利の目的となっていないことを証する書面

（定款の変更の認可申請等）

第九条 組合は、法第四十四条第二項の規定により、定款の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

一 変更の理由書

二 定款の新旧条文を対照した書面

- 三 現行の定款の全文を記載した書類
 - 四 変更の決議に係る総会議事録の謄本
 - 五 変更の決議をした総会の招集通知の写し
 - 六 変更に係る理事会議事録の謄本
 - 七 その他参考となるべき事項を記載した書類
- 2 全文にわたって定款を変更するときは、変更後の定款をもって前項第二号の書面に代えることができる。
 - 3 出資組合にあっては、定款の変更により出資一口の金額を減少するときは、第一項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
 - 一 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、成立の日における貸借対照表）
 - 二 法第四十九条第二項の規定による公告及び催告の写し（同条第三項の規定により、公告を官報のほか、法第九十七条の四第二項の規定により公告の方法として定款に定めた、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告によりした場合にあっては、これらの公告の写し）
 - 三 法第五十条第一項の規定に該当する場合にあっては、債権者が一定の期間内に異議を述べなかったことを証する監事の作成した書面
 - 四 法第五十条第二項の規定による手続を経た場合にあっては、当該手続を経たことを証する書面
 - 4 出資一口の金額を増額するときは、第一項各号の書類のほか、当該変更について、全組合員の同意のあったことを証する書面を添えなければならない。
 - 5 出資最低持口数を引き上げるときは、第一項各号の書類のほか、当該変更について、持口数が引上げ後の最低持口数に達しない組合員全員の同意のあったことを証する書面を添えなければならない。
 - 6 既に組合員となっている者が組合員資格を喪失することとなる変更をするときは、第一項各号の書類のほか、当該変更について、組合員資格を喪失する者の同意のあったことを証する書面を添えなければならない。
 - 7 組合は、法第四十四条第四項に規定する事項に係る定款の変更をしたときは、第一項各号に掲げる書類を添えて、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
（員外利用割合の限度の特例の指定申請）

第十条 組合は、法第十条第十八項の規定により、同条第十七項ただし書に規定する限度を超えて、組合員以外の者に資金の貸付け及び手形の割引を利用させることについての指定を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 過去五年間における財産及び損益の状況、執行体制その他参考となるべき事項を記

載した書類

三 指定の申請の決議をした理事会の議案及び議事録の謄本
(信用事業規程の承認申請)

第十一条 組合は、法第十一条第一項の規定により、信用事業規程の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 信用事業規程
- 二 理由書
- 三 信用事業規程を定める決議をした総会の議案及び議事録の謄本
(信用事業規程の変更又は廃止の承認申請等)

第十二条 組合は、法第十一条第三項の規定により、信用事業規程の変更の承認を受けようとするときは次に掲げる書類を、信用事業規程の廃止の承認を受けようとするときは第一号及び第二号に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更又は廃止の理由書
- 二 変更又は廃止の決議をした総会の議案及び議事録の謄本
- 三 信用事業規程の新旧条文を対照した書面
- 四 現行の信用事業規程の全文を記載した書類

2 前項第三号に掲げる書面の提出については、第九条第二項の規定を準用する。

3 組合は、法第十一条第四項に規定する事項に係る信用事業規程の変更をしたときは、第一項各号に掲げる書類を添えて、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
(共済規程の承認申請)

第十三条 組合は、法第十一条の十七第一項の規定により、共済規程の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 共済規程
- 二 理由書
- 三 共済規程を定める決議をした総会の議案及び議事録の謄本
(共済規程の変更又は廃止の承認申請等)

第十四条 組合は、法第十一条の十七第三項の規定により、共済規程の変更の承認を受けようとするときは第一号から第四号までに掲げる書類を、共済規程の廃止の承認を受けようとするときは第一号、第二号及び第五号に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更又は廃止の理由書
- 二 変更又は廃止の決議をした総会の議案及び議事録の謄本(法第四十四条第五項の規定により、共済規程の変更について理事会で決議をした場合にあっては、当該理事会の議案及び議事録の謄本)
- 三 共済規程の新旧条文を対照した書面
- 四 現行の共済規程の全文を記載した書類

五 現に締結している共済契約の取扱いの方針を記載した書面

- 2 前項第三号に掲げる書面の提出については、第九条第二項の規定を準用する。
- 3 組合は、法第十一条の十七第四項に規定する事項に係る共済規程の変更をしたときは、第一項各号に掲げる書類を添えて、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
(信託規程の承認申請)

第十五条 組合は、法第十一条の四十二第一項の規定により、信託規程の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 信託規程
- 二 理由書
- 三 信託規程を定める決議をした総会の議案及び議事録の謄本
(信託規程の変更の承認申請等)

第十六条 農業協同組合は、法第十一条の四十二第三項の規定により、信託規程の変更の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更の理由書
- 二 変更の決議をした総会の議案及び議事録の謄本
- 三 信託規程の新旧条文を対照した書面
- 四 現行の信託規程の全文を記載した書類

- 2 前項第三号に掲げる書面の提出については、第九条第二項の規定を準用する。
- 3 農業協同組合は、法第十一条の四十二第四項に規定する事項に係る信託規程の変更をしたときは第一項各号に掲げる書類を、信託規程を廃止したときは次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
一 廃止の理由書
二 廃止の決議をした総会の議案及び議事録の謄本
(信託の引受けの申立等)

第十七条 組合等は、信託法(平成十八年法律第百八号)及び法第十一条の四十五の規定により、信託の引受けに関する申立て若しくは請求をしようとするとき又は許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申立書等を知事に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 信託契約書の写し
(宅地等供給事業実施規程の承認申請)

第十八条 組合は、法第十一条の四十八第一項の規定により、宅地等供給事業実施規程の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 宅地等供給事業実施規程
- 二 理由書

三 宅地等供給事業実施規程を定める決議をした総会の議案及び議事録の謄本
(宅地等供給事業実施規程の変更の承認申請等)

第十九条 組合は、法第十一条の四十八第三項の規定により、宅地等供給事業実施規程の変更の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更の理由書
- 二 変更の決議をした総会の議案及び議事録の謄本
- 三 宅地等供給事業実施規程の新旧条文を対照した書面
- 四 現行の宅地等供給事業実施規程の全文を記載した書類

2 前項第三号に掲げる書面の提出については、第九条第二項の規定を準用する。

3 組合は、法第十一条の四十八第四項に規定する事項に係る宅地等供給事業実施規程の変更をしたときは第一項各号に掲げる書類を、宅地等供給事業実施規程を廃止したときは次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 廃止の理由書
- 二 廃止の決議をした総会の議案及び議事録の謄本
(農業経営規程の承認申請)

第二十条 組合は、法第十一条の五十一第一項の規定により、農業経営規程の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 農業経営規程
- 二 理由書
- 三 農業経営規程を定める決議をした総会の議案及び議事録の謄本
(農業経営規程の変更の承認申請等)

第二十一条 組合は、法第十一条の五十一第三項の規定により、農業経営規程の変更の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更の理由書
- 二 変更の決議をした総会の議案及び議事録の謄本
- 三 農業経営規程の新旧条文を対照した書面
- 四 現行の農業経営規程の全文を記載した書類

2 前項第三号に掲げる書面の提出については、第九条第二項の規定を準用する。

3 組合は、法第十一条の五十一第四項に規定する事項に係る農業経営規程の変更をしたときは第一項各号に掲げる書類を、農業経営規程を廃止したときは次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 廃止の理由書
- 二 廃止の決議をした総会の議案及び議事録の謄本
(一時理事若しくは監事の職務を行うべき者の選任又は総会の招集請求)

第二十二條 組合員その他の利害関係人は、法第四十條第一項の規定により、一時理事若しくは監事の職務を行うべき者を選任し、又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会の招集を請求しようとするときは、理由書を添えて、請求書を知事に提出しなければならない。

(信用事業の全部の譲渡の届出)

第二十三條 組合は、信用事業の全部を譲渡したときは、法第五十條の二第七項の規定により、次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 理由書
- 二 信用事業の全部の譲渡の決議をした総会の議案及び議事録の謄本
- 三 信用事業の全部の譲渡の決議をした総会の招集通知の写し
- 四 法第五十條の二第五項の規定による公告の写し
- 五 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、成立の日における貸借対照表）
- 六 法第五十條の二第四項において準用する法第四十九條第二項の規定による公告及び催告の写し（同条第三項の規定により、公告を官報のほか、法第九十七條の四第二項の規定により公告の方法として定款に定めた、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告によりした場合にあつては、これらの公告の写し）
- 七 法第五十條の二第四項において準用する法第五十條第一項の規定に該当する場合にあつては、債権者が一定の期間内に異議を述べなかつたことを証する監事の作成した書面
- 八 法第五十條の二第四項において準用する法第五十條第二項の規定による手続を経た場合にあつては、当該手続を経たことを証する書面

(共済事業の全部の譲渡等の届出)

第二十四條 組合は、共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転をしたときは、法第五十條の四第五項において準用する法第五十條の二第七項の規定により、次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 理由書
- 二 共済事業の全部の譲渡等の決議をした総会の議案及び議事録の謄本
- 三 共済事業の全部の譲渡等の決議をした総会の招集通知の写し
- 四 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、成立の日における貸借対照表）
- 五 法第五十條の四第四項において準用する法第四十九條第二項の規定による公告及び催告の写し（同条第三項の規定により、公告を官報のほか、法第九十七條の四第二項の規定により公告の方法として定款に定めた、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告によりした場合にあつては、これらの公告の写し）
- 六 法第五十條の四第四項において準用する法第五十條第一項の規定に該当する場合に

あつては、債権者が一定の期間内に異議を述べなかつたことを証する監事の作成した書面

七 法第五十条の四第四項において準用する法第五十条第二項の規定による手続を経た場合にあっては、当該手続を経たことを証する書面

(解散の決議の認可申請)

第二十五条 組合は、法第六十四条第二項の規定により、解散の決議の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 解散の理由書
- 二 解散の決議をした総会議事録の謄本
- 三 解散時の財産目録又は貸借対照表
- 四 清算人名簿
- 五 解散の決議をした総会の招集通知の写し
- 六 解散に係る理事会議事録の謄本
- 七 その他参考となるべき事項を記載した書類

(解散の届出)

第二十六条 組合（法第六十四条第二項の組合を除く。第二十六条の三第一項において同じ。）は、総会の決議により解散したときは、省令第二百八条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 前条第一号及び第三号から第六号までに掲げる書類
- 二 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 組合は、法第六十四条第五項に規定する事由により解散したときは、次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 解散時の組合員名簿
- 二 解散時の財産目録又は貸借対照表

(事業を廃止していない旨の届出)

第二十六条の二 法第六十四条の二第一項の規定による休眠組合が事業を廃止していない旨の届出書は、同項に定めるところにより、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 直近の総会議事録の謄本
- 二 財産目録又は貸借対照表

2 前項の規定は、法第七十三条第四項において準用する法第六十四条の二第一項の規定による農事組合法人が事業を廃止していない旨の届出について準用する。

(継続の届出)

第二十六条の三 組合は、法第六十四条の三第一項の規定により組合が継続したときは、同条第三項に定めるところにより、省令第二百八条の三に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 継続の理由書
- 二 継続の決議をした日における財産目録又は貸借対照表
- 三 理事の名簿
- 四 継続の決議をした総会の招集通知の写し
- 五 継続に係る清算人会の議事録の謄本
- 六 事業計画書
- 七 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 前項の規定は、法第七十三条第四項において準用する法第六十四条の三第一項の規定により農事組合法人が継続した場合の届出について準用する。この場合において、前項中「第二百八条の三」とあるのは、「第二百七条の五第三項において準用する省令第二百八条の三」と読み替えるものとする

(検査及び決議等の取消しの請求)

第二十七条 組合員は、法第九十四条第一項の規定による業務若しくは会計の状況の検査の請求をしようとするとき、又は法第九十六条第一項の規定による総会（創立総会を含む。）の決議若しくは選挙若しくは当選の取消しの請求をしようとするときは、次に掲げる書類を添えて、請求同意者全員の記名押印をもって、その代表者から請求書を知事に提出しなければならない。

- 一 請求の理由書
- 二 請求の日における総組合員数及び請求同意者数を記載した書面
(総会の報告)

第二十八条 組合は、総会を終了したときは、総会議事録の謄本を添えて、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

2 前項の場合において、次に掲げる事項について決議をしたときは、総会議事録の謄本のほか、当該事項の関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

- 一 事業計画の設定又は変更
- 二 事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分又は損失処理及び附属明細書
(役員選出の報告)

第二十九条 組合は、役員を選挙し、又は選任したときは、当選又は選任を確定した後遅滞なく、次に掲げる書類を添えて、その旨を知事に報告しなければならない。

- 一 選挙録の謄本又は選任に係る総会議事録の抄本
- 二 役員調書

2 組合は、定款に定めるところにより代表理事を選任したときは、選任を確定した後遅滞なく、次に掲げる書類を添えて、その旨を知事に報告しなければならない。

- 一 代表理事選任に係る理事会議事録の抄本
- 二 代表理事調書

3 組合は、定款に定めるところにより組合長又は常勤役員を選任したときは、選任を確定

した後遅滞なく、その職及び氏名を知事に報告しなければならない。

(理事等の構成の特例の承認申請)

第二十九条の二 組合は、省令第七十六条の二第一項第三号イの承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 理事の定数の過半数を法第三十条第十二項各号に掲げる者又は省令第七十六条の二第一項第一号に規定する認定農業者に準ずる者とする事とすれば理事の選挙又は選任に著しい困難が生ずると判断した理由書
- 二 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 前項の規定は、経営管理委員設置組合が省令第七十六条の二第二項第三号イの承認を受けようとする場合について準用する。この場合において、前項第一号中「理事」とあるのは「経営管理委員」と、「第三十条第十二項各号」とあるのは「第三十条第十二項第一号」と読み替えるものとする。

(団体協約の報告)

第三十条 組合は、法第十条第一項第十四号の団体協約を締結したときは、契約書の写しを添えて、遅滞なくその旨を知事に報告しなければならない。

2 組合は、前項の契約を解除したときは、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

(残高試算表の提出)

第三十一条 組合は、毎月末日現在の残高試算表を作成し、翌月十日までに、これを知事に提出しなければならない。

(組合員の組合に対する請求の報告)

第三十二条 組合は、組合員から次の各号のいずれかに該当する請求を受けたときは、遅滞なく、請求書の写しを添えて、その旨を知事に報告しなければならない。

- 一 法第三十八条第一項又は第二項の規定による役員の変更又は理事の解任の請求
- 二 法第三十五条の四第一項において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百六十条第一項の規定による理事の行為の差止めの請求
- 三 法第四十一条において準用する会社法第四百七十七条第一項の規定による役員又は会計監査人の責任を追及する訴えの提起の請求
- 四 法第四十三条第一項の規定による参事又は会計主任の解任の請求
- 五 法第四十三条の三第二項又は第四十八条の二第二項の規定による総会の招集の請求

2 組合は、前項の請求に対する措置を行ったときは、遅滞なく、そのてん末を知事に報告しなければならない。

(破産に関する報告)

第三十三条 組合は、破産法(平成十六年法律第七十五号)第十九条第四項において準用する同条第一項第一号の規定により理事が破産手続開始の申立てをし、又は破産手続開始の決定を受けたときは、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

(登記完了の報告)

第三十四条 組合は、次に掲げる登記をしたときは、登記完了の後遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を知事に報告しなければならない。ただし、法第六十四条第四項の規定による届出をした場合は、この限りではない。

- 一 組合の設立の登記
- 二 組合の合併の登記
- 三 主たる事務所の移転の登記
- 四 組合の解散の登記
- 五 代表理事の登記

(農事組合法人の成立の届出)

第三十五条 農事組合法人は、法第七十二条の三十二第四項の規定により、成立したときは、成立の日から二週間以内に、次に掲げる書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 登記事項証明書
- 二 定款
- 三 組合員名簿の写し

(農事組合法人の合併の届出)

第三十六条 農事組合法人は、法第七十二条の三十五第三項の規定により、合併したときは、合併の日から二週間以内に、次に掲げる書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 登記事項証明書
- 二 合併後存続する、又は新設された農事組合法人の定款
- 三 合併後存続する、又は新設された農事組合法人の組合員名簿の写し

(農事組合法人の定款変更の届出)

第三十七条 農事組合法人は、法第七十二条の二十九第二項の規定により、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、次に掲げる書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 変更の理由書
- 二 定款の新旧条文を対照した書面
- 三 変更の決議をした総会の招集通知の写し
- 四 変更の決議に係る総会議事録の抄本

2 前項第二号に掲げる書面の提出については、第九条第二項の規定を準用する。

(農事組合法人の一時理事の職務を行うべき者の選任請求)

第三十八条 農事組合法人の組合員その他の利害関係人は、法第七十二条の二十二の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任を請求しようとするときは、理由書を添えて、請求書を知事に提出しなければならない。

(農事組合法人の解散の届出)

第三十九条 農事組合法人は、法第七十二条の三十四第二項の規定により、法第七十三条第四項において準用する法第六十四条第一項第二号又は第五号に掲げる事由以外の事由によって解散したときは、解散の日から二週間以内に、次に掲げる書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 解散の理由書
- 二 解散時の財産目録又は貸借対照表
- 三 解散が総会の決議による場合にあつては、当該総会議事録の謄本

(農事組合法人の清算終了の届出)

第四十条 農事組合法人の清算人は、法第七十二条の四十四の規定により、清算が終了したときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

(総会の報告)

第四十一条 農事組合法人は、総会を終了したときは、総会議事録の謄本を添えて、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

2 前項の場合において、次に掲げる事項について決議をしたときは、総会議事録の謄本のほか、当該事項の関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

- 一 事業計画の設定又は変更
- 二 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剰余金処分又は損失処理

(代表理事選任の報告)

第四十二条 農事組合法人は、定款の定めるところにより代表理事を選任したときは、選任を確定した後遅滞なく、その氏名を知事に報告しなければならない。

(組織変更の届出)

第四十三条 出資組合又は出資農事組合法人は、株式会社への組織変更をしたときは、法第七十三条の十に定めるところにより、届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に届け出なければならない。

- 一 組織変更計画書
- 二 組織変更の決議をした総会議事録の謄本
- 三 組織変更後の登記事項証明書

2 前項の規定は、非出資組合又は非出資農事組合法人が一般社団法人への組織変更をしたときの法第八十条において準用する法第七十三条の十の規定による届出について準用する。

(検査)

第四十四条 法第九十四条の規定による検査は、岡山県農林水産関係組合等検査規則(平成十二年岡山県規則第百二十号)に定めるところにより行うものとする。

(検査指摘事項に対する改善状況の報告)

第四十五条 組合は、法第九十三条第一項の規定により、前条に規定する検査において指摘

された事項に対する改善状況の報告を命ぜられたときは、知事が定める期限内に、次に掲げる書類を添えて、知事に報告しなければならない。

一 報告について協議した理事会の議事録の謄本

二 報告についての監事の意見書

2 子会社等及び共済代理店は、法第九十三条第二項の規定により、前条に規定する検査において指摘された事項に対する改善状況の報告を求められたときは、知事が定める期限内に、次に掲げる書類を添えて、知事に報告しなければならない。

一 報告について協議した理事会又は取締役会(理事会又は取締役会を置いていない共済代理店にあつては、理事会又は取締役会に準ずる権限を有する機関)の議事録の謄本

二 報告についての監事又は監査役(監事又は監査役を置いていない子会社等及び共済代理店にあつては、監事又は監査役に準ずる職務権限を有する者)の意見書
(書類の様式)

第四十六条 この規則に定める申請書、報告書その他の書類の様式は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の農業協同組合法施行規則に基づき提出された申請書等については、この規則による改正後の農業協同組合法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則(平成一七年規則第一九号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第三十四条から第三十六条まで、第四十条及び第四十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成一八年規則第一二三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年規則第一二一号)

この規則は、平成十九年九月三十日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第八九号)

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第九八号の二)

この規則は、平成二十年十二月十二日から施行する。

附 則(平成二八年規則第三四号)

この附則は、平成二十八年四月一日から施行する。